平成２１年（フ）第５４４号
川崎市宮前区東有馬４丁目４番10号
債務者　日高　榮子
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第５５１号
川崎市川崎区中瀬３丁目15番９号　サンライズガーデン弐番館201
債務者　目黒　秀明
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第５５８号
川崎市麻生区千代ケ丘６丁目６番地１
債務者　下村　　昇
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第５５９号
川崎市麻生区千代ケ丘６丁目６番地１
債務者　下村　恭子（旧姓佐久間）
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第５６１号
川崎市高津区千年720番地　田口ビル301
債務者　亀井　幸伸
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第５６４号
川崎市宮前区初山２丁目16番７―306号
債務者　道守　慶之
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第５６９号
川崎市麻生区片平1981番地１　グリーンヒルズＡ―102
債務者　宮本　英也
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第５７１号
川崎市川崎区田島町23番１―611号　ビバース田島町
債務者　小野とよ子
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第３８８号
新潟県新潟市中央区東大通２丁目10番21号　リバティプラザ東大通306号、前住所新潟県長岡市川崎町562番地１
債務者　水澤　路子（旧姓石川）
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４３７号
新潟県新潟市東区東中島３丁目13番３号
債務者　安城　義人
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４３８号
新潟県新潟市東区東中島３丁目13番３号
債務者　安城　君江
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３８３号
静岡県三島市多呂146番地の10
債務者　服部　善彦
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第４１８号
静岡県三島市徳倉３丁目14番17号　コーポ中野利Ｂ―203
債務者　佐野　弘昌
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第４２４号
静岡県田方郡函南町平井1010番地の２
債務者　石野　秀明
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第４３５号
静岡県裾野市富沢446番地の５　ミルキークォーツ102、前住所静岡県沼津市内浦三津247番地
債務者　服部　綾子（旧姓吉川）
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第４５１号
静岡県御殿場市中畑528番地の54
債務者　勝又津多枝
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第４１９号
愛知県岩倉市曽野町宮前56番地１第５河国荘Ａ棟102号
債務者　西堀美恵子
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
名古屋地方裁判所一宮支部